

令和 2 年度

美祢市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

美祢市監査委員

美 監 査 第 149 号
令和 3 年 9 月 22 日

美 祢 市 長 篠 田 洋 司 様

美 祢 市 監 査 委 員 重 村 暢 之
同 荒 山 光 広

令和 2 年度決算に係る美祢市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 2 年度決算に係る美祢市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目次

第1 基準に準拠している旨	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	2
第5 審査の実施場所及び日程	2
第6 審査の結果	2
1 審査の結果	2
2 健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
(1) 健全化判断比率	2
(2) 資金不足比率	3

令和2年度美祢市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

健全化判断比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査)

資金不足比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査)

第3 審査の対象

美祢市長から審査に付された、令和2年度美祢市健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)並びにその算定基礎となる事項を記載した書類及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象

会計区分		比率				
一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
特別会計	環境衛生事業特別会計					
	住宅資金貸付事業特別会計					
	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業	水道事業会計					資金不足比率
	下水道事業会計					
	病院等事業会計					
	観光事業会計					
一部事務組合・広域連合	山口県市町総合事務組合 一般会計					
	消防団員補償等特別会計					
	非常勤職員公務災害補償特別会計					
	山口県市町公平委員会特別会計					
	山口県自治会館管理特別会計					
	山口県後期高齢者医療広域連合 一般会計					
	後期高齢者医療特別会計					
第3セクター	美祢観光開発株式会社					
	美祢農林開発株式会社					

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

美祢市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかに主眼を置き、関係職員からの説明を求めるとともに、関係書類により試査並びに照査を行い審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局

日程 令和3年8月19日から9月14日まで

第6 審査の結果

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、審査した限り重要な点において、いずれも関係法令等に準拠して作成され、正確であると認められた。

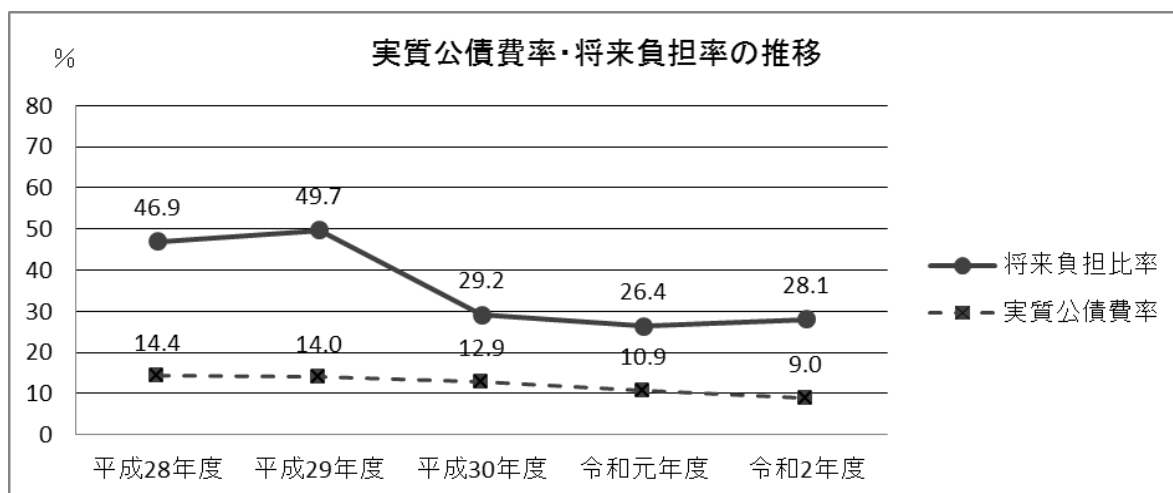
2 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位: %)

区分	健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
実質赤字比率	-	-	-	13.36	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	18.36	30.00
実質公債費比率	12.9	10.9	9.0	25.0	35.0
将来負担比率	29.2	26.4	28.1	350.0	



ア 実質赤字比率

一般会計等は、黒字であるため実質赤字比率は算出されず、健全な状態であると認められる。

イ 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計、公営企業会計などすべての会計を連結した合算は、黒字であるため連結実質赤字比率は算出されず、健全な状態であると認められる。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は9.0%と、前年度に比べ1.9ポイント低下している。早期健全化基準25.0%と比較すると、これを下回っており健全な状態であると認められる。

エ 将来負担比率

将来負担比率は28.1%と、前年度に比べ1.7ポイント上昇している。早期健全化基準350.0%と比較すると、これを下回っており健全な状態であると認められる。

(2) 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	資金不足比率			経営健全化基準
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
水道事業会計	-	-	-	20.0
公共下水道事業会計	-	-	-	
病院等事業会計	-	-	-	
観光事業特別会計	-	-	-	

ア 水道事業会計

令和2年度水道事業会計の決算は、流動資産442,416千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債185,224千円と、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていないが、当年度純損失が生じているため、経営改善に取り組まれない。

イ 下水道事業会計

令和2年度下水道事業会計の決算は、流動資産952,161千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債43,981千円と、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていない。

ウ 病院等事業会計

令和2年度病院等事業会計の決算は、流動資産1,178,451千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債446,166千円と、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていないが、累積欠損金の解消に向けて、引き続き経営改善に取り組まれない。

エ 観光事業会計

令和2年度観光事業会計の決算は、控除すべき翌年度への繰越財源を除いた流動資産453,206千円、控除すべき企業債等を除いた流動負債63,850千円と、流動資産が流動負債を上回り、資金不足は生じていないが、当年度純損失が生じているため、経営改善に取り組まれない。

